

ヴェネチアン・ガラスの技法流出抑制をめぐる制度史的検討

——伊・ムラーノ島への炉集中と職人の離島外移転制限をめぐる——

Safeguarding Venetian Glass Technology in The Republic of Venice A Legal-Institutional Analysis

澤田 悠紀*
SAWADA Yuki

〔抄録〕

近代の特許法の嚆矢は、ヴェネツィア共和国において15世紀頃から発達した特許制度にあると一般的に解されている。では、その特許制度とは、どのような社会的背景のもとに誕生したものなのであろうか。この点、今日もなおイタリアあるいはヴェネツィア特産品として有名な *Vetro di Murano*（英語では *Venetian Glass*、日本語ではヴェネチアン・ガラス、ムラーノグラスなどさまざまな名称で知られる）の技法をめぐる実務的な背景に着目する。

ヴェネチアン・ガラスは、ヴェネツィア共和国にとって文化的な象徴であると同時に、重要な輸出製品であった。しかしながら、そこには、ふたつの解決されるべき重要な課題が存在した。第一に、ガラスを生産するには高温の炉が不可欠であるところ、ヴェネツィアの街並みは基本的に木造建築からなっており、ガラス産業が発達し炉の数が増えれば増えるほど、都市火災の危険が高まるという関係性が存在したこと。第二に、高度な技術を有するガラス職人が共和国外へ移転し、それぞれの移転先において技術的知識を広めることで、共和国におけるガラス産業の優位性が減じられるおそれがあったことである。

これらの課題を解決するため、共和国政府は13世紀に ①高温炉をムラーノ島に集中させ ②ガラス職人の島外移動を制限した。これにより、政府による技術的知識の一元的な管理が可能となった一方で、国内外のガラス職人たちと共和国政府との間には、独特の緊張関係が生じることとなった。

本稿は、このような緊張関係が、15世紀ヴェネツィア共和国において、国家が技術的知識を形式的に把握したうえで特定の条件のもとで発明者にその排他的利用を認めるという法的枠組みの希求へとつながった様相を明らかにすることを目的とする。

1. はじめに

近代の特許法の嚆矢は、ヴェネツィア共和国において15世紀頃から発達した特許制度にあると一般的に解されている。

中世ヨーロッパにおいては、国王や為政者が発明者に対し、発明の都度、報奨や恩恵としてなんらかの特権を付与することがあったものの、発明者の「権利」を制度として確立させたものは存在しなかった。そのような状況のなか、ヴ

* 高崎経済大学経済学部 教授
Professor, Takasaki University of Economics

ヴェネツィア共和国においては、1474年に発明者についての成文規定が交付され、これをもって「世界最古の成文特許法として『発明者条例』が交付」¹⁾ されたと評するのが一般的である。では、この中世ヴェネツィアにおいて発達したとされる特許制度とは、どのような社会的背景のもとに成立したのであろうか。

21世紀において「ヴェネツィア」といえば、水路やゴンドラとならび、特産品としてのガラス製品がよく知られている。イタリア共和国、ヴェネト州、あるいはヴェネツィアの特産品として世界に名高いこのガラス製品は *Vetro di Murano* (英語では *Venetian Glass*) と呼ばれ、日本においてはヴェネチアン・グラス²⁾、ベネチアンガラス³⁾、ムラーノガラス⁴⁾、ムラノグラス⁵⁾ など、さまざまな名称で親しまれている(以下、本稿ではヴェネチアン・グラスという)⁶⁾。*Vetro di Murano* の“Murano”とは、ヴェネツィアというコムーネ(イタリアにおける自治体の最小単位)内に存在する、ムラーノ島を指す。同島は、ヴェネツィア本島の北東に位置する離島であり、ヴェネチアン・ガラスは、主にこのムラーノ島において製造されてきた。今日、同島には *Il Museo del Vetro* (英: *Murano Glass Museum*) と呼ばれるガラス美術館が存在し、ここでは、世界中からの観光客が、古代から現代までのガラス製品を鑑賞したり、ムラーノ島のガラス職人によるガラス製造の実演を目にすることができる。

本稿においては、1474年に「世界最古の成文特許法」が成立した当時のヴェネツィア共和国およびムラーノ島において、ヴェネチアン・ガラスの技法をめぐりいかなる実務的状況があったのかを確認する。そのうえで、こうした状況のもと、ガラス職人の技法の保護についての制

度的枠組への希求がいかにして生じていったのか、その過程に着目して検討をおこなう。

2. ヴェネチアン・ガラスの歴史

ガラス製造の技術は、古代メソポタミアにおいて紀元前 4500 年ほどから存在していたとされ、古代ギリシア・ローマ世界においても、さまざまな種類のガラス製品が発見されている。ヴェネチアン・ガラスの歴史はローマ帝国に遡るとされている。その詳細は謎に包まれているものの、ヴェネツィアにおいて最も古くから人々が住み着いたとされる、ムラーノ島のさらに北東に位置するトルチェッロ島からは、7世紀頃のガラス工房跡が発見されていることから、遅くともこの頃までには、ヴェネツィアにおいて既にガラス製造が始まっていたものと一般的に考えられている。

その後、8世紀にヴェネチア共和国の中心がいわゆる本島に所在するリアルト地区へと移ると、同地区内における教会や邸宅の建設のために、多くのガラス工房もまた同地区へと移転したようである。世界遺産として登録されるサン・マルコ大聖堂の内部が色鮮やかなガラスのモザイクで覆われていることで知られるように、初期の頃にはランプや窓ガラスといった実用品に用いられていたガラス製造技術が、やがて、さまざまな種類の美術作品の制作技術として、その存在感を増していった様子が伺われる⁷⁾。

13世紀中頃までには、ヴェネチアン・ガラスは共和国の文化的象徴と位置づけられ、同時に、輸出収益における重要産業ともなっていた。このことから、ヴェネツィアのガラス職人の有する技術的知識が国外へと流出するのを防ぐことが、共和国にとっての重大な関心事となってゆ

く。やがて、ガラス職人たちのギルドが結成されると、共和国政府はこれに積極的に介入し、技法流出抑制に向けたコントロールを図ろうと動くことになる。

このとき、ヴェネツィアのガラス製造においては、ふたつの解決されるべき課題が存在した。

第一に、ガラスを製造するためには 1000℃前後という高温の炉が必要であるところ、当時のヴェネツィアの街並みは木造建築の密集により構成されていたため、ガラス産業が発達し高温炉の数が増えれば増えるほど、リアルト地区を中心とした都市火災の危険が高まるという関係にあったことが挙げられる。一度どこかで出火すれば都市全体が焼き尽くされる危険が常にあり、たとえば 1106 年の大火においては、強風により火が燃え広がり、サン・マルコ寺院（今日にいうサン・マルコ大聖堂）を含む教会および木造建築の多くが焼失した。この大火を機に、主要な建築物には石材等を使うよう規制がなされることになったものの、都市内部における高温炉の存在が危険視されることは、やむを得なかったものと考えられる⁸⁾。

第二に、高度な技術を有するガラス職人が他国へ移動し、移動先においてその技術的知識を広めることにより、ヴェネツィア共和国におけるガラス産業の優位性が減じられる危険性があったことが挙げられる。

ヴェネツィア共和国政府は、これらふたつの課題を解決するために、①高温炉を都市内に建設することを制限し、離島であるムラーノ島に集中させること ②ガラス職人のムラーノ島からの移動を制限することを行った。高温炉をムラーノ島に集中させれば、ガラス職人たちは必然的にムラーノ島に工房を構えて家族とともに居住することになる。そのうえで、ムラーノ島

のガラス職人たちの離島からの移動の自由を制限すれば、都市火災と技術流出を同時に防止することができる考えたようである。

ヴェネツィア共和国政府は、このようにしてムラーノ島にガラス産業のすべてを集約し固定化させることにより、ガラス製造についての技術的知識の所在をくまなく把握し管理することが、少なくとも理論上可能となった。

しかしながら、ムラーノ島における炉の集中と職人の移動制限という二つの実践は、当然のことながら、共和国内にある種の緊張を生み出した。その緊張から、国家が技術的知識の所在を文書により把握したうえで特定の条件のもとで発明者に排他的利用を認めるという、より形式化された法的枠組みの希求へとつながったものと考えられる。

21 世紀においても、当時のヴェネツィア共和国におけるガラス製造の実務における課題に類似した問題が、まったく存在しないとは言いきれない。たとえば、特定の産業が発達すればするほど人々の安全で平穏な生活環境が脅かされうるという問題は、SDGs などが盛んに唱えられる今日こそ注目されるべきところであろう。また、人的交流を契機とした海外への研究成果の不正流出や営業秘密などの漏洩といった問題も、国境を超えた往来が盛んになるにつれて深刻な様相を呈している⁹⁾。

これらの課題が 21 世紀においても形を変えながらなお存在していることに鑑みれば、15 世紀のヴェネツィア共和国における課題状況を確認し、それらへの対応のあり方を検討することには、一定の意義があるものと考えられる。

3-1. 背景 1: ガラス職人の身分

ヴェネツィアにおけるガラス製造は7世紀頃から発達し、やがて世界有数のガラス産業へと成長を遂げた。その背景には、この地域においてガラス製造に必要な原材料を比較的豊富に入手することが可能であったことが挙げられる。また、ヴェネツィアにおいては古くから中近東との交易が盛んに行われていたため、優れた輸入材料を入手できたのみならず、より高度な技術を有する他国の職人たちとの交流から多様な技術を学び、それをさらに高度化させていくことが可能であったとされている¹⁰⁾。では、これらガラス製造に携わる職人たちの身分は、どのように位置づけられていたのであろうか。

中世ヴェネツィア共和国における身分構造は、一般に三層構造となっていたとされる。第一に、最大の権力を掌握していた貴族階級。第二に、行政・医療・法曹などを担う *cittadini originarii* と呼ばれる市民階級。第三に、人口の大多数を占める *popolo* と呼ばれる人々の階級である。

この、第三の身分である *popolo* は、さらに二つの層に分かれていた。ひとつは *popolo grasso* (太った人々) と呼ばれる新興の富裕層、もうひとつは *popolo minuto* (小さい人々) と呼ばれる職人・労働者層である。ヴェネツィアにおけるガラス職人たちは、手工業に従事する者として、一般には後者の *popolo minuto* に属するとされていた¹¹⁾。もっとも、なかにはその卓越した技術により国際的に名を知られる職人も存在した。彼らは *popolo minuto* に属しながらも、一般的なガラス職人たちには認められない社会的特権を付与されていた。たとえば、彼らの娘たちは上流階級の子息たちとの婚姻を認められ、その子孫もまた上流階級の地位を保持することが

認められていたとされる¹²⁾。この点は、西欧社会において伝統的に区別されてきた、詩歌や学問などの *artes liberales* (自由のわざ) を担う“自由人”の階級と、*artes mechanicae* (手のわざ) を担う (1000℃の炉の前で日々汗水流しながら手を動かし続ける) “奴隷”を起源とする手工業者の階級とを、いわば接続させるものであることから、西欧の身分秩序の歴史に照らしてもきわめて例外的な特権であったと評価されよう。このような階級間の移動可能性は、当時の優れたガラス職人たちの社会的地位の高さを示すものであるとともに、彼らの製造するガラス製品が、単なる実用品にとどまるのではなく、詩歌や学問と並び称するに相応しい「作品」として評価されたことの反映であったとも考えられる¹³⁾。

このように、共和国政府は伝統的な身分階級の壁を越える特権を与えてまでも国内にガラス職人を引き留めようとした。しかし13世紀末頃になると、このような特権を付与することのコストが共和国にとって次第に看過しがたいものとなっていったようである。優れたガラス職人たちは、なおも他国から次々とより良い条件のもとヘッドハンティングされ、国外へと移動をしていった。また、他国からヴェネツィアの都市内に紛れ込んではガラス製造の技法を「盗む」、いわばスパイのような者たちの流入を防ぐことも難しくなっていったようである¹⁴⁾。

3-2. 背景 2: ガラス職人のギルド

前述のとおり、中世ヴェネツィア共和国において、一部の優れたガラス職人たちの社会的地位は、いわゆる“奴隷”を起源とする典型的な手工業者のそれとは必ずしも一致していなかつ

たようである。他方で、同じく手工業者に属し、汗水流して手を動かす営みでありながら、伝統的には“自由人”のものとされる「アカデミー」という結束を得た、絵画・彫刻・建築に携わる者たちが存在していた¹⁵⁾。大聖堂においては、その内壁にフレスコ画を描く画家と、ガラスモザイクを施す職人がいた。両者の作業は、その実態をみれば似た側面を有していたと言えよう。しかしながら、ガラス職人たちは、画家たちのように「アカデミー」という結束を得ることはなく、あくまでも「ギルド」と呼ばれる結束のみにとどまっていた。この点において、画家・彫刻家・建築家とは区別されていたのである。

では、当時のヴェネツィア共和国におけるガラス製造のギルドとは、どのような組織であったのだろうか。

ガラス製造工房の親方および所属する職人たちのつながりとしてのギルドの成立は古く、史料からその正確な起源を確認することはやや困難であるとされる。ただし、1173年には、ヴェネツィア共和国議会が、それまで共和国政府と職人たちとの間にあった非公式の関係を制度化するための立法を行ったことが記録されている。これ以降、政府は、公認となったギルドに対して一定の特権を与えると同時に、ギルドの管理を始めたとされている¹⁶⁾。

ところで、「ギルド」というのは英語の名称であり、ヴェネツィアにおいては *arti* と呼ばれていた。この語は、現代英語でいう *art* すなわち日本語でいう「芸術」と語源を同じくするものである。この *arti* のギルドには、造船業者や織物業者といった手工業者のみならず、いわゆる絵画・彫刻・建築に携わる者たちも含まれていた¹⁷⁾。

ガラス職人の *arti* は、1173年の立法により政

府による監視下に置かれ、1261年の立法により、さらに厳しい規制のもとに組み込まれることとなった。1261年の立法は、*arti* が内部のルールを明文化し、これについて政府による認証を受けた場合は、当該ルールを成文法規に準ずるものとして公法的効力をもって機能させることができる旨が定められた¹⁸⁾。これにより、*arti* 内部の揉め事や違反行為は、共和国の法廷で裁くことが可能とされた。

当時、多くの *arti* が、内部ルールとして、*arti* 内に蓄積された技術的知識を営業秘密と位置づけており、その侵害に対して厳しい罰則を定めていた。1261年の立法は、これらの規律を謂わば成分法規化したとも評価されよう¹⁹⁾。

また、これら *arti* は、共和国政府により、それぞれの業種において活動をするための排他的権利を与えられていた。その結果として、*arti* の構成員の技術的知識は *arti* の有する独占権の客体となるとともに、営業秘密としても保護されることとなった。このような状況から、*arti* の実務においては「特許権」という形式は特に必要とされなかったとする見解もある²⁰⁾。

3-3. 背景 3: 外国人とギルド

ガラス製造の *arti* の構成員は、原則としてヴェネツィア人の男性に限られていた。もともと、ガラス製造のコストを抑えるためには、外部の労働者に頼る必要があった。そのための安価な労働力を提供していたのが、市内に居住する女性たちと、Friuli という現在のイタリア東北地方からの移民たちであったとされる²¹⁾。彼らはきわめて低い賃金で、最終的なガラス製品の仕上げ等を担当していた。

他方、共和国政府は、外国人の優秀なガラス

職人たちを、ヴェネツィアにおけるガラス製造技術の向上とガラス産業の発展を目的として積極的に招致しようとしてた。しかしながら、artiは、長期居住者以外の外国人については、原則的として構成員とすることを認めていなかった²²⁾。一部の arti においては、外国人であっても、他地域において当該技術を適法に実施する資格を有する場合には、一定の登録料を支払うことを条件として、共和国内における当該技術の実施について申請することが可能とされていたようである²³⁾。

もともと、外国人が arti に加入し、又はその承認を得ることが可能であったとしても、このような厳格な規制の下に置かれること自体を忌避する外国人職人たちが少なからず存在したことであろう。他方で、共和国には外国人職人たちを積極的に招致する必要性があった。両者の利害が必ずしも一致しない状況のもとでは、arti による技術的知識の管理を超えた、より包括的な制度の必要性が認識されるに至ったものと考えられよう²⁴⁾。

4. 炉の移転と職人の移動制限

このような状況に対応するため、ヴェネツィア共和国政府は、1291年、すべてのガラス製造炉を、ヴェネツィア都市部から1.5キロメートルほど離れたところにあるムラーノ島へと移転することを命じた。これにより、都市部に存在していた炉がすべて廃止され、300を超える工房が、同島へと移転したとされる。

すべての高温炉を離島に集約させることで、共和国政府は、境界の明らかな土地において、ガラス職人たちとその家族の動向、artiの活動状況、さらには外国人の出入りに至るまで、そ

のすべてについて隅々まで包括的な監視を行うことが可能となった。さらに、単なる監視を行うにとどまらず、職人たちの島外への移動にも厳格な制限を課し、許可なく島を離れた者については欠席裁判において死刑判決を下し、国外へまで刺客を派遣するという徹底ぶりをみせたとされている²⁵⁾。

前述のとおり、ムラーノ島への高温炉の集中は、表向きには都市部における火災予防を目的としていた。しかしながら、共和国政府の主眼は、むしろ、ガラス製造についての知識と技術を有する人間を物理的に離島に集約することにより、ヴェネチアン・ガラスの技法の徹底管理を容易にすることにあつたと解するのが、今日における大多数の見解である。

もともと、ムラーノ島への移転は、政府による統制を強化する一方、別の効果をももたらした。職人たちは、原材料の運搬に有利な大運河沿いにこぞって隙間なく工房を構えた。この地理的集中が、結果として、政府による管理をより容易にした一方で、従来の arti 内における秘密の保持を、はるかに困難にしたようである。すなわち、物理的に近接して活動する職人たちは、互いの技術に日々接触し続ける。その結果として、互いに最先端の技術を奪い合いながら切磋琢磨することにより、技術革新が加速したものとも考えられる。

共和国政府は、このようにして高度に洗練されたガラス製造の過程監視し、品質基準に達しないガラス製品の破壊を命じるなどして品質の統制を行い、技法流出を物理的に防止しつつ、原材料や製品の取引ルートを容易に管理することが可能となった。この観点に鑑みれば、炉の集中と職人の離島外移転制限は、一定程度の成果をみた制度であったとも評価されよう。

5. 職人たちによる反発から 1474 年特許法へ

しかしながら、13 世紀から維持されてきたこれらの制度は、共和国の内部に大きな緊張関係を生み出すこととなった。本来、技法流出抑制のために管理されるべき対象は「知識」であるにもかかわらず、その知識を宿す「身体」やその「領域」そのものが統制の対象とされていたこと。身分社会における一部のガラス職人の階級意識の変化と権利意識の高まりが生じ、さらにヴェネチアン・ガラスの「芸術」化が進展するにつれて、このような“奴隷”的制度に対する反発が顕在化するようになったとしても不思議はない。

やがて、より寛容な国家への移転を希望する職人の流出を阻止することが、共和国政府にとって現実的に困難となるに至り、なんらかの制度的な転換の必要性が認識されるようになったことが伺われる。職人たちは、より純粋に「知識」そのものを客体とする保護制度を希求し、また、共和国政府もそのような制度への転換こそが、コストを抑えつつ技法流出を穏やかに防止し、かつ技術革新を加速化するうえで、有効な手段と判断したものと考えられる。

このような背景のもと、1474 年、ヴェネツィ

ア共和国議会は世界初の成文特許法と評される法案を通過させた。116 議員が賛成、10 議員が反対、3 議員が棄権したとされる。その内容は、①当領内において新規かつ巧妙な発明をした者は、その内容を届け出なければならない ②以後 10 年間、当該発明者以外の何人も、当該発明と同様のものを、当該発明者の同意および許可なく製造してはならない ③これに違反する者は 100 ドゥカート⁴⁾の罰金を支払い、かつその装置を没収されるなどと定めるものであった⁵⁾。

すなわち、すべてを離島に集約したとしても秘密保持や技法流出抑制を管理することは困難であることから、むしろ公開を前提とした制度を構築し、いわばその対価として期間限定の独占を付与するという発想への転換が図られたのである。ここに確立された制度は、理念的に完成されたものというよりも、それまでの特権付与や懲罰による職人の「身体」および「領域」のコントロールが限界に達したことから、個別具体的な問題に対応する過程で形成された制度的帰結と解することが可能なのではないかと考えられる。

かかる観点から 1474 年ヴェネツィア特許法を紐解くことにより、21 世紀における特許制度の効果と限界について新たな視野は見出されるか。今後の研究につなげていきたい。

注)

- 1) 特許庁ウェブサイト「産業財産権制度の歴史」(<https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/seido-rekishi.html>, 2026 年 2 月 26 日最終閲覧)
- 2) 箱根の森美術館ウェブサイト「ヴェネチアン・グラス 専門の美術館です」(<https://www.hakone-garasunomori.jp>, 2026 年 2 月 26 日最終閲覧)
- 3) 銀座・和光 WAKO 公式オンラインブティック「イタリア・ベネチアの職人技が息づく逸品、ベネチアンガラス」(<https://www.wako.co.jp/c/pickup/pickup-venetian-glass>, 2026 年 2 月 26 日最終閲覧)

- 4) 「伝統的なムラーノガラスの逸品」*id.*
- 5) 「ヴェネツィアの芸術性と時代を超えた優雅さが融合するムラーノグラスイタリ、公式ムラーノガラスショップへようこそ」Murano Glass Italy 公式オンラインショップ日本語ウェブサイト (<https://www.muranoglassitaly.com/ja/>, 2026 年 2 月 26 日最終閲覧)
- 6) 本来、伊語において Venezia を形容詞化すれば veneziano/veneziana となる。英語において Venezia は Venice とされ、形容詞化すれば venetian (ヴェネーシアン) となる。日本においては都市名を「ヴェネツィア」

- と伊語的に発音しつつ、形容詞化は英語的なものを選択し、その融合形が「ヴェネチアン」となると想像される。この観点からは、本来の名称であるところの *Vetro di Murano* に従いムラーノ・ガラスとするのが素直であるものの、本稿においては、日本において最も普及していると考えられる呼称にて表記することとした。
- 7) ヴェネチアン・ガラスの歴史についての古典的な文献として LUIGI ZECCHIN, *VETRO E VETRAI DI MURANO. STUDI SULLA STORIA DEL VETRO. VOLUME I.* (1986) 参照。また、ガラス製造の技法とその歴史について詳述する文献として、養田猪太郎『硝子製造法(工業叢書)』(博文館, 1903年)、アントニオ・ネリ著・日本ガラス工芸学会編『ラルテ・ヴェトラリア:17世紀初頭のガラス製造術』(春風社, 2025年)など参照。
- 8) ヴェネツィアの建築物と街並みの成り立ちについて ENNIO CONCINA, *A HISTORY OF VENETIAN ARCHITECTURE* (Cambridge University Press, 1998), DEBORAH HOWARD, *THE ARCHITECTURAL HISTORY OF VENICE (revised and enlarged edition)* (Yale University Press, 2002)など参照。
- 9) 「科学の発展やイノベーションの創出には、国際連携が必要不可欠です。こうした国際連携は開かれた研究環境を前提としていますが、近年、これが不当に利用され、海外への研究の不正流用や技術流出、ひいては国の安全保障及び経済安全保障へのリスクとなることが国際的に強く認識されてきています。このような中、研究者が今後も安心して国際的に連携して研究を行うには、研究インテグリティや研究セキュリティの確保により、健全な国際連携を図っていくための共通の価値観である、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性に立脚した形で、開かれた研究環境を整えていく必要があります。」文部科学省ウェブサイト「研究インテグリティ・研究セキュリティ」；国立研究開発法人「産業技術総合研究所」(産総研)における研究データ漏洩事件で不正競争防止法違反(営業秘密開示)の罪に問われた外国籍の元主任研究員に対し、懲役2年6月、執行猶予4年、罰金200万円(求刑懲役2年6月、罰金200万円)が言い渡された事件(東京地判令和7年2月25日・令5年(わ)第1278号不正競争防止法違反被告事件)(https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html, 2026年2月26日最終閲覧)。
- 10) 五千年前からのガラス製造の歴史が綴られた研究書として、HUGH TAIT, *FIVE THOUSAND YEARS OF GLASS* (British Museum Press, 1995)。
- 11) N. Hudson Moore, “*Venetian Glass.*” in *OLD GLASS, EUROPEAN AND AMERICAN*, (28–50. New York: Frederick A. Stokes company, 1924), 31
- 12) Francesca Trivellato, “*Murano Glass, Continuity and Transformation (1400-1800).*” in *AT THE CENTER OF THE OLD WORLD: TRADE AND MANUFACTURING IN VENICE AND THE VENETIAN MAINLAND, 1400-1800*, edited by Paola Lanaro, (143–83. Centre for Reformation and Renaissance Studies, 2006), 159., N. Hudson Moore, “*Venetian Glass.*” in *OLD GLASS, EUROPEAN AND AMERICAN*, (28–50. New York: Frederick A. Stokes company, 1924), 31
- 13) 西欧における身分制度と純粋美術・応用美術の分類について、本誌63号45頁(2017年)に掲載の拙稿「応用美術の西欧史的考察：諸技術の統合あるいは『美の一体性理論』をめぐる」において若干の検討を行った。
- 14) W. PATRICK MCCRAY, *GLASSMAKING IN RENAISSANCE VENICE: THE FRAGILE CRAFT* (Routledge, 1999)など参照。
- 15) ジョルジョ・ヴァザーリが16世紀に著した *LE VITE DELLE PIÙ ECCELLENTI PITTORI, SCULTORI, E ARCHITETTORI* (画家・彫刻家・建築家列伝)に三者並べられるとおりである。白水社や中央公論美術出版など複数の出版社から翻訳本が出版されているが、その題号は必ずしもこの三者を並べておらず、日本においては『美術家列伝』『芸術家列伝』などとして知られている。本稿の目的からは「美術家」「芸術家」の語の用法には慎重でありたい。
- 16) RICHARD J. GOY, *VENETIAN VERNACULAR ARCHITECTURE: TRADITIONAL HOUSING IN THE VENETIAN LAGOON*, 91 (Cambridge University Press 1989)。
- 17) RICHARD MACKENNEY, *TRADESMEN AND TRADERS: THE WORLD OF THE GUILDS IN VENICE AND EUROPE, C.1250-C.1650* (Barnes & Noble Imports, 1987)
- 18) 前掲注7) Zecchin 第1巻において、公文書を引用しつつ詳述されている。
- 19) 前掲注16) GOY at 91–2
- 20) 前掲注16) GOY at 93–4
- 21) 当時のヴェネツィアへの移民とその役割について、FRANCESCA TRIVELLATO, *THE FAMILIARITY OF STRANGERS: THE SEPHARDIC DIASPORA, LIVORNO, AND CROSS-CULTURAL TRADE IN THE EARLY MODERN PERIOD* (Yale University Press, 2009)
- 22) Francesca Trivellato, *Guilds, Technology, and Economic Change in Early Modern Venice*, in *GUILDS, INNOVATION, AND THE EUROPEAN ECONOMY, 1400–1800*, 222 (S.R. Epstein & Maarten Prak eds., 2008); Ted Sichelman and Sean O'Connor, *Patents as Promoters of Competition: The Guild Origins of Patent Law in the Venetian Republic*, 49 *San Diego L. Rev.*1267 (2012) at 1273; 前掲注16) GOY at 97.
- 23) *Id.* Trivellato at 222
- 24) 前掲注22) Sichelman and O'Connor
- 25) 前掲注7) Zecchin および前掲注14) McCray において、さまざまな具体的事例が紹介されている。
- 26) 原文は古ヴェネツィア方言によるため、ここでは Craig Allen Nard & Andrew P. Morriss, “*Constitutionalizing Patents: From Venice to Philadelphia.*” *Review of Law & Economics*, Vol. 2 (2006), 223–257; Giulio Mandich, “*Le privative industriali veneziane (1450–1550).*” in *RIVISTA DI DIRITTO INDUSTRIALE* (1936), 518; Bruno Muraca, “*Dalla legge veneziana del 1474 alle privative industriali.*” in *IL CONTRIBUTO ITALIANO ALLA STORIA DEL PENSIERO – TECNICA* (Treccani, 2013); STEPHEN P. LADAS, *PATENTS, TRADEMARKS, AND RELATED RIGHTS, VOL. I* (Harvard University Press, 1975), 15–20 を参照。